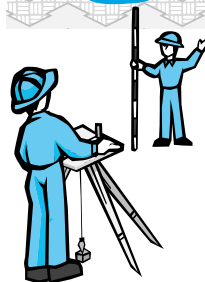


地籍調査にご協力を



市では、平成十四年度から地籍調査に着手しました。すでに、土岐津町・肥田町・泉町の一部に測量の基準点を設置し、泉町の一部では皆さんのご協力をいただき、土地の境界を確認する作業を行いました。

本年度は、土地の境界の確認ができた部分の細部測量を行い、地籍簿・地籍図を作成する作業を行う予定です。

また、泉町定林寺の一部では、土地の境界を確認する作業を行う予定です。

? 地籍調査とは?

地籍調査とは、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となつて、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量するものです。

? なぜ調査が必要なの?

法務局にある現在の地図の約半数は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図または字絵図）を基にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地境界の実態を正確に把握することができません。また、長い年月の間に行われた土地の異動（分合筆、売買、相続）が未登記となつたままで、現地と大きく食い違いが生じていることもあります。

このため、一筆ごとの土地について、最新の測量技術を駆使した精度の高い「地籍図」と「地籍簿」を作成します。その作成した「地籍簿」と「地籍図」の写しを法務局に送付し、法務局において地籍簿を基に土地登記簿が書き改められます。ただし、更新さ

れた登記簿、地図は所有権などを最終的に確定するものではありませんが、この地籍調査を行うことで、正確な面積の確定や権利の明確化、さらに境界紛争の防止にも役立ちます。また、万一の災害で現地の土地形状が変わってしまった場合にも、正確に位置を復元することができるなど、多くの利点があります。

この事業では、境界確認時の現地立ち会いなどのお手数はいただきませんが、直接の費用負担はありませんので、個人にとって大変有益な事業となっております。

土地の境界を確認する地区では、順次地元説明会を開催していく予定です。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、地籍調査推進室（内線505）へどうぞ。

地籍調査事業実施区域図

